二　次に掲げる事情を考慮して定める額
イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。
ハ　地震対策に要する経費が多額であること。
ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
ホ　出稼者対策に要する経費が多額であること。
ヘ　公害対策に要する経費が多額であること。
ト　交通安全対策に要する経費が多額であること。
チ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
リ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
ヌ　ダム対策に要する経費が多額であること。
ル　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
ヲ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
ワ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
カ　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ヨ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
タ　隣保館に要する経費が多額であること。
レ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ソ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
ツ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ネ　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ナ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
ラ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額
イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）
ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額
ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額
ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

二　次に掲げる事情を考慮して定める額
イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。
ハ　地震対策に要する経費が多額であること。
ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
ホ　出稼者対策に要する経費が多額であること。
ヘ　公害対策に要する経費が多額であること。
ト　交通安全対策に要する経費が多額であること。
チ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
リ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
ヌ　ダム対策に要する経費が多額であること。
ル　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
ヲ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
ワ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
カ　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ヨ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
タ　隣保館に要する経費が多額であること。
レ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ソ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
ツ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ネ　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ナ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
ラ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額
イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）
ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額
ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額
ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額